

平成30年度福岡市水道事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	898,283戸
2. 年間総給水量	149,847,337立方メートル
3. 一日平均給水量	410,541立方メートル
4. 主要な建設改良事業	
(1) 配水施設整備事業	事業費 8,901,436千円
(2) 水源・浄水場整備事業	事業費 3,600,196千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	38,463,518千円
第1項	営業収益	34,119,635千円
第2項	営業外収益	4,332,275千円
第3項	特別利益	11,608千円
支		出
第1款	水道事業費用	33,413,609千円
第1項	営業費用	30,423,011千円
第2項	営業外費用	2,919,085千円
第3項	特別損失	21,513千円
第4項	予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,797,163千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入							
第1款	資	本	的	収	入	7,319,207千円				
第1項	企	業	債			4,544,000千円				
第2項	補	助	金			362,395千円				
第3項	出	資	金			1,003,157千円				
第4項	負	担	金			315,177千円				
第5項	加	入	金			794,648千円				
第6項	預	託	金	返	還	金	6,000千円			
第7項	そ	の	他	の	資	本	的	収	入	293,830千円
		支	出							
第1款	資	本	的	支	出	22,116,370千円				
第1項	建	設	改	良	費	13,034,733千円				
第2項	償	還	金			8,617,518千円				
第3項	出	資	金			402,226千円				
第4項	預	託	金			6,000千円				
第5項	国	庫	補	助	金	返	還	金	22,106千円	
第6項	出	資	金	返	還	金	23,787千円			
第7項	予	備	費			10,000千円				

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
五ヶ山ダムの維持管理に係る 負 担 金	平成31年度から 共 同 施 設 の 存 続 す る 期 間	千円 五ヶ山ダムの維持管理に要する 費用に1,000分の350.3を乗じた 額相当額
水道料金等検針・徴収業務委託 (早良・西営業所)	平成31年度から 平成35年度まで	平成31年度以降 1,583,000
お客さまセンター運營業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	平成31年度以降 868,000
配水管整備工事	平成31年度	2,200,000
脊振ダム設備更新工事	平成31年度	435,000
多々良浄水場設備更新工事	平成31年度	270,000
水道水質センター設備更新工事	平成31年度	249,000
乙金浄水場整備工事	平成31年度から 平成36年度まで	平成31年度以降 21,384,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設 整備事業費	千円 3,099,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。</p>	<p>9.0以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。</p> <p>なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。</p>
水源・浄水場 整備事業費	1,445,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 福岡地区水道企業団への補助金及び水道水源かん養事業等にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、137,904千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、500,000千円と定める。

平成30年2月23日提出

福岡市長 高島 宗一郎